

銃砲刀剣類所持等取締法第27条の3に規定する許可事務に関する規程

平成8年1月16日

公安委員会規程第2号

銃砲刀剣類所持等取締法第27条の3に規定する許可事務に関する規程を次のように定める。

銃砲刀剣類所持等取締法第27条の3に規定する許可事務に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第27条の3に規定する許可を行うに当たり、その事務処理に必要な事項を定めることを目的とする。

(許可事務等の取扱い)

第2条 銃刀法第27条の3に規定する許可の申請、許可の通知等の事務の取扱いは、千葉県警察本部長（以下「本部長」という。）が行うものとする。

(許可申請手続)

第3条 銃刀法第27条の3の規定により、警察官又は海上保安官（以下「警察官等」という。）が、けん銃等、けん銃部品又はけん銃実包に関する犯罪捜査（以下「けん銃等犯罪捜査」という。）に当たり、けん銃等若しくはけん銃部品の譲受け若しくは借受け又はけん銃実包の譲受け（以下「けん銃等の譲受け等」という。）の必要を認めて許可の申請（以下「申請」という。）をする場合は、原則として、当該けん銃等の譲受け等を行おうとする警察官等の所属、官職、氏名を記載したけん銃等譲受許可申請書（別記第1号様式）を提出することにより行うものとする。

また、複数の警察官等が、けん銃等犯罪捜査に当たり、けん銃等の譲受け等を行う場合は、全員が個別に申請するものとする。

2 緊急を要する申請に当たっては、前項の規定にかかわらず口頭による申請を行うことができるものとする。

なお、この場合、申請に必要な事項を報告して行うものとする。

(審査手続等)

第4条 本部長は、前条の規定により申請を受理した場合は、申請内容を速やかに公安委員会に上申するものとする。

2 本部長は、前条の規定により申請を受理した場合に、当該譲受けが緊急を要するときは、千葉県公安委員会の権限に属する事務の処理に関する規程（昭和36年公安委員会規程第4号）第2条第17号の規定に基づき、その事務を専決処理することができるものとする。

(許可の手続)

第5条 第4条の規定による申請を許可する場合は、けん銃等譲受許可通知書（別記第2号様式）により、許可しない場合は、けん銃等譲受不許可通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとし、緊急を要する場合には口頭により許可するものとする。

(許可の条件)

第6条 公安委員会は、第3条の規定による申請を許可するに当たり、申請者に必要な条

件を付すことができるものとする。

(許可の有効期間)

第7条 第3条の規定による許可の有効期間は、譲受け予定日の前後2週間とする。

2 前項の有効期間を超えた場合は、同一の譲渡人から譲受けを行う場合であっても新たに申請を行うものとする。

(結果の通知)

第8条 許可を受けた警察官等は、当該許可に基づいてけん銃等の譲受け等を行った場合には、公安委員会に対し、けん銃等譲受実施結果通知書(別記第4号様式)により、またけん銃等の譲受け等を行わなかった場合には、その旨をそれぞれ報告するものとする。

(報告)

第9条 本部長は、第4条第2項の規定によりけん銃等の譲受け等の許可を行った場合は、許可後速やかに、その旨を公安委員会に報告するものとする。

(保秘の徹底)

第10条 申請、許可、譲受けの実施内容等については、けん銃等犯罪捜査上の秘密に係るものであることにかんがみ、保秘の徹底を図るものとする。

附 則

この規程は、平成8年1月16日から施行する。

附 則(平成20年4月25日公安委員会規程第1号抄)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

以下別記様式省略